

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月2日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 アイティメディア株式会社

【英訳名】 ITmedia Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大槻利樹

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目1番22号

【電話番号】 03 - 6824 - 9393(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 加賀谷昭大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目1番22号

【電話番号】 03 - 6824 - 9396

【事務連絡者氏名】 管理本部長 加賀谷昭大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
会計期間		自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日
売上高	(千円)	573,799	617,285	2,898,817
経常利益又は経常損失()	(千円)	107,884	11,271	187,243
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(千円)	75,474	8,681	128,396
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	75,303	7,374	54,873
純資産額	(千円)	3,569,004	3,712,843	3,703,886
総資産額	(千円)	4,021,833	4,021,175	4,058,515
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	12.03	1.38	20.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	1.37	20.40
自己資本比率	(%)	87.9	91.5	90.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	42,003	55,521	253,085
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	292,478	13,699	117,790
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	209	333	423
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,348,343	1,860,061	1,817,906

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、政府による経済政策への期待を受けた円安や株高の基調が継続したことで、企業の設備投資や個人消費に拡大の兆しが見られ、景気回復への期待が高まりました。米国経済においても回復の兆しが見られた一方で、欧州金融資本市場の不安定な動向や、新興国の経済成長の鈍化、近隣国との外交問題などの影響から、依然として先行きは不透明な状況であります。

当社グループの主要顧客であるIT分野では、国内IT投資が堅調に推移し、広告出稿意欲の回復基調が継続しております。エレクトロニクス分野では、スマートフォン製造などにおける電子部品需要が世界的に回復傾向にあることに加え、円安により自動車関連業を中心とした輸出企業において業績が改善し、広告出稿意欲が回復に向かっています。コンシューマー分野では、PC市場の縮小や国内の大手家電メーカーの業績不振により、一部顧客においては広告宣伝費を抑制する傾向が続いたものの、スマートフォン及び高速モバイルブロードバンド通信などの拡大する市場において広告出稿意欲が引き続き高まっています。

こうした状況下におきまして、当社グループでは、エレクトロニクス分野やビジネス分野など新規領域での営業を強化するとともに、費用対効果の高い広告商品の需要増加に合わせ、プロファイル（営業見込み客情報）を提供するターゲティング型商品を積極的に販売してまいりました。また、スマートフォン/タブレットからのサイト利用者の増加に対応し、それら端末向けの広告商品の販売を拡大、併せて、一般のユーザーが自由に投稿できるテーマ別情報共有サービス「ONETOPI（ワントピ）」を引き続き拡大、強化しました。コスト面では、平成24年7月に本社を移転したことにより、前年同四半期比で大幅なコスト削減を実現しています。

このような結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は6億17百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益は10百万円（前年同四半期1億8百万円の損失）、経常利益は11百万円（前年同四半期1億7百万円の損失）及び四半期純利益は8百万円（前年同四半期75百万円の損失）となり、第1四半期連結累計期間において5期ぶりに黒字となりました。

当社グループは、メディア事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。なお、メディア分野別の当第1四半期連結累計期間の業績概要は以下のとおりであります。

（IT分野）

IT分野におきましては、膨大なデータをマーケティングに活用するビッグデータ関連製品や情報セキュリティ対策製品などに引き続き注目が集まりました。また、費用対効果の高い広告手法の需要増加に合わせ、プロファイル（営業見込み客情報）を提供するターゲティング型商品を積極的に販売しました。以上の結果、IT分野では前年同四半期連結累計期間より増収増益し、売上高は3億45百万円、営業利益42百万円となりました。

(エレクトロニクス分野)

エレクトロニクス分野におきましては、メディア領域を拡大したことにより、メディア力が順調に伸長し認知度が向上しました。また、顧客である製造関連企業のオンラインマーケティング活用が進んでいることに加え、円安により一部企業の業績が上向き、広告出稿意欲が回復したため、売上が拡大しました。以上の結果、エレクトロニクス分野では前年同四半期連結累計期間より増収増益し、売上高は69百万円、営業利益10百万円となりました。

(コンシューマー分野)

コンシューマー分野におきましては、スマートフォン及び高速モバイルブロードバンド通信などの関連市場が引き続き活況を呈したほか、国内景況感の回復に伴いビジネス分野の顧客において広告需要が増加したことから前年同四半期連結累計期間より増収増益となりました。コンシューマー分野の当第1四半期連結累計期間の売上高は1億88百万円、営業利益24百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は40億21百万円(前連結会計年度比37百万円減)となりました。主な増減の内訳は、現金及び預金の増加42百万円及び受取手形及び売掛金の減少93百万円でありま

ず。負債合計は3億8百万円(同46百万円減)となりました。主な増減の内訳は、賞与引当金の減少60百万円、リース債務(固定負債)の増加6百万円であります。

純資産合計は37億12百万円(同8百万円増)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末より42百万円増加し、18億60百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における営業活動の結果、増加した資金は55百万円となり、前年同四半期と比べ97百万円増加いたしました。主な内訳は、税金等調整前四半期純利益を11百万円とし、賞与引当金の減少によるキャッシュ・フローの減少60百万円、売上債権の減少によるキャッシュ・フローの増加93百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における投資活動の結果、減少した資金は13百万円となり、前年同四半期と比べ2億78百万円増加いたしました。主な内訳は、固定資産の取得による支出13百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローについては、記載すべき重要な取引がないため記載を省略しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,379,300	6,379,300	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	6,379,300	6,379,300		

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年4月25日
新株予約権の数(個) (注)2	2,994
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類 (注)7	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	299,400
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3	481
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日～ 平成31年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 481 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1 本新株予約権は、新株予約権1個につき400円で有償発行しております。

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、本新株式予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株主交

換又は株式移転を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整する。

- 3 新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を発行する（会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、新株予約権の割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額を調整する。

4 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合、新株予約権者は権利行使資格を喪失した日以降、未行使の本新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者が次に掲げる各号の一に該当した場合、新株予約権者はかかる事由に該当した日以降、未行使の本新株予約権を一切行使することができない。
 - a 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
 - b 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合（対象者が当社取締役の場合）
 - c 会社法第356条に違反する競業取引を行った場合（対象者が当社取締役の場合）
 - d 会社法第356条に定める行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合（対象者が当社取締役の場合）
 - e 当社の書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任又は就職した場合
 - f 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - g 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合
 - h 新株予約権割契約又はこれに関連する契約に違反した場合
 - i 本新株予約権を放棄した場合
 - j 権利行使期間到来前に死亡した場合
- (3) 対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。
 - a 新株予約権者は、平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数を有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
 （a）平成28年3月期 営業利益 6億円
 - b 新株予約権者は、上記aに定める（a）の条件を充たす前に、平成26年3月期から平成28年3月期のいずれかの期の営業利益が2億円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。
 - c 上記aおよびbにおける営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定める。
 - d 上記aにかかわらず、新株予約権者は、権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、その他取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りではない。

e 上記dにかかわらず、新株予約権者が権利行使期間開始後において死亡により権利行使資格を喪失した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでの間、新株予約権者の死亡の日において行使できた新株予約権を行使することができる。

5 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできない。

6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2の定めに基づいて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記

に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

(注)4(3)で定める本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

a 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

b 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4(3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

c 上記のほか、当社は、取締役会において本新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 単元株式数は、100株であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	6,379,300	-	1,623,736	-	1,667,466

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,278,500	62,785	-
単元未満株式	普通株式 400	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,379,300	-	-
総株主の議決権	-	62,785	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイティメディア株式会社	東京都港区赤坂 八丁目1番22号	100,400	-	100,400	1.57
計	-	100,400	-	100,400	1.57

(注) 上記には単元未満株式 97株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,717,906	1,760,061
受取手形及び売掛金	456,978	363,109
有価証券	699,900	801,950
仕掛品	2,323	3,450
その他	221,799	223,724
貸倒引当金	2,093	2,063
流動資産合計	3,096,815	3,150,232
固定資産		
有形固定資産	114,290	117,033
無形固定資産	167,652	162,045
投資その他の資産		
投資有価証券	543,689	439,691
その他	136,068	152,172
投資その他の資産合計	679,757	591,863
固定資産合計	961,700	870,942
資産合計	4,058,515	4,021,175
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,362	35,093
未払法人税等	8,033	3,276
賞与引当金	115,117	54,854
その他	169,492	183,712
流動負債合計	330,006	276,937
固定負債		
リース債務	1,830	8,529
資産除去債務	22,792	22,865
固定負債合計	24,622	31,394
負債合計	354,629	308,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,623,736	1,623,736
資本剰余金	1,667,466	1,667,466
利益剰余金	496,864	505,546
自己株式	44,435	44,435
株主資本合計	3,743,631	3,752,312
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	73,489	74,795
その他の包括利益累計額合計	73,489	74,795
新株予約権	33,743	35,326
純資産合計	3,703,886	3,712,843
負債純資産合計	4,058,515	4,021,175

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	573,799	617,285
売上原価	253,441	264,780
売上総利益	320,358	352,505
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	150,229	134,110
賞与引当金繰入額	23,611	30,821
その他	255,301	177,246
販売費及び一般管理費合計	429,142	342,179
営業利益又は営業損失()	108,783	10,326
営業外収益		
受取利息	1,228	1,430
その他	73	46
営業外収益合計	1,302	1,476
営業外費用		
支払利息	35	45
為替差損	367	485
営業外費用合計	403	531
経常利益又は経常損失()	107,884	11,271
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	107,884	11,271
法人税、住民税及び事業税	590	590
法人税等調整額	33,000	2,000
法人税等合計	32,410	2,590
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	75,474	8,681
四半期純利益又は四半期純損失()	75,474	8,681

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	75,474	8,681
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	170	1,306
その他の包括利益合計	170	1,306
四半期包括利益	75,303	7,374
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	75,303	7,374
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	107,884	11,271
減価償却費	65,349	20,097
のれん償却額	1,190	1,150
賞与引当金の増減額(は減少)	86,618	60,263
貸倒引当金の増減額(は減少)	73	30
受取利息及び受取配当金	1,228	1,430
支払利息	35	45
売上債権の増減額(は増加)	123,530	93,869
たな卸資産の増減額(は増加)	1,649	1,127
仕入債務の増減額(は減少)	3,572	2,268
その他	37,229	5,630
小計	41,006	55,682
利息及び配当金の受取額	1,513	2,495
利息の支払額	35	45
法人税等の支払額	2,475	2,610
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,003	55,521
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	30,000	-
定期預金の預入による支出	300,000	200,000
定期預金の払戻による収入	-	200,000
有形固定資産の取得による支出	8,593	4,086
無形固定資産の取得による支出	13,884	9,613
投資活動によるキャッシュ・フロー	292,478	13,699
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	715	795
新株予約権の発行による収入	-	1,128
その他	505	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	209	333
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	334,692	42,154
現金及び現金同等物の期首残高	1,683,035	1,817,906
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,348,343	1,860,061

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金	1,348,343千円	1,760,061千円
預入期間が3ヶ月以内の譲渡性預金	300,000 "	300,000 "
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	300,000 "	200,000 "
現金及び現金同等物	1,348,343千円	1,860,061千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	12円03銭	1円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	75,474	8,681
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(千円)	75,474	8,681
普通株式の期中平均株式数(株)	6,271,954.99	6,278,803.00
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	1円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	70,342.04
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	新株予約権 299,400株 当該新株予約権の概要は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 2日

アイティメディア株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 英 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイティメディア株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。